

【様式】

【国土交通省】

①分 野	8 エネルギー分野 (2) 電気事業	②意見・要望提出者	規制改革委員会、(社)経済団体 連合会
③項 目	特別高圧送電線の施設について		
④意見・要望 等の内容	特別高圧の架空送電線が、鉄道または軌道と上方で交差する場合、鉄道または軌道の外側から3メートル（水平距離）の範囲内にある部分の長さが100メートルを超えた場合でも施設できるようにすべきである。		
⑤関係法令	普通鉄道構造規則第82条第4項第2号	⑥共管	なし
⑦制度の概要	特別高圧の架空送電線が、鉄道または軌道と上方で交差する場合には、鉄道または軌道の外側から水平距離で3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならない。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期： ）		
（説明） 現在、本規定についての技術基準の性能規定化を検討中である。			
⑩担当局課室名	鉄道局技術企画課 （連絡先）03-5253-8546		